

救急業務の 更なる高度化に向けて



札幌市消防局長 藤林 義廣

札幌市は、明治2年の開拓使設置から130年余り、北海道開拓の拠点として発展し続け、今や570万北海道民の約3割となる186万人を擁する大都市として成長しています。気候は日本海型気候で、夏はさわやか、冬は積雪寒冷であり、四季の移り変わりが鮮明であることが最大の特徴と言えます。なかでも、年間の降雪量が累計で約5mもあり、100万人を超える大都市でこれほど雪が降る都市は世界でもありません。

このように積雪寒冷地である札幌市の救急出動は、やはり年末年始が最も多くなります。平成15年中の救急出動は71,757件で月平均約6,000件発生していますが、12月は6,430件、1月は6,840件となっており、件数が増加する原因としては、年末年始特有の酔客のほか、踏み固められてツルツルになった積雪路面における自己転倒などがあげられます。

さて、救急業務につきましては、平成14年に救急救命士の業務のあり方等に関する検討会が発出した報告書により、更なる高度化に向けて動き出しましたが、北海道においては平成14年10月に北海道救急業務高度化推進協議会を設置するとともに、道内の三次医療圏ごとに地域メディカルコントロール協議会を設置し、現在も各種協議を重ねている状況にあります。

しかし、北海道は広大な面積を有し、72の消防本部が道内全域の救急業務をカバーしている状況にあるとともに、医療機関が偏在していることから、メディカルコントロール体制の構築に関しては困難を極めることが予想されました。このことから、札幌市では、本市における救急業務高度化の推進はもちろんのこと、近隣消防本部との連携を主眼とし、北海道独自の特徴的な体制構築を提案するとともに、札幌市として担うべき事項を整理し、救急業務高度化推進協議会への協力を実践しているところであります。

また、包括的指示下での除細動の実施に向けた取り組みとして、当局救急救命士養成所専任教員を講師として講習会を実施し、プロトコルの理解を深めるための実技実習のあり方等を検討するとともに、救急ワークステーションで実施している救急救命士生涯研修、いわゆる再教育プログラムの見直しを図り実施体制の強化を図っております。さらには、本年7月1日から実施可能となる救急救命士による気管内チューブを使用した気道確保に対応するため、北海道大学病院、札幌医科大学病院及び市立札幌病院の協力のもと、気管挿管講習を実施し、5月からは実習が開始されたところであります。

今後は、昨年12月に同検討会が発出した報告書である「救急救命士による薬剤投与について」の実現に向けた体制を早期に構築し、住民に対するサービスを着実に向上させることが課題であると考えているところであります。

消防の動き

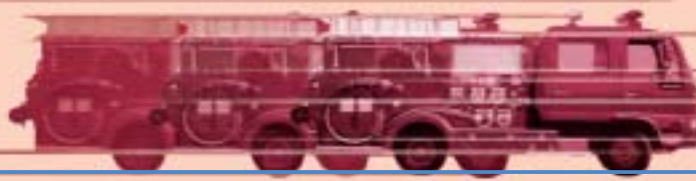


平成16年
6月号

No.399

気管挿管への消防庁の取り組み
緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱の制定
消防職員委員会の開催状況及び運営に関する留意事項
火災予防のための消防庁と気象庁との連携施策
火災気象通報の高度化を目指した試行の実施

消防庁



気管挿管への消防庁の取り組み

救急救助課

救急救命士制度は、欧米諸国のパラメディック制度を参考とし、我が国におけるプレホスピタル・ケアの充実を図るため、平成3年に創設され、心肺停止傷病者の救命効果の向上に大きな成果をもたらしてきました。

消防庁としては、救命効果のさらなる向上のために、厚生労働省と共同で救急救命士の処置範囲の拡大について検討を実施してきました。除細動については平成15年4月から医師の包括的指示下での実施が可能となり、救命率の向上が図られました。気管挿管については、平成16年7月から医師の具体的指示下での実施が可能となり、現在は講習カリキュラム・テキストの策定が終了し、各地域において講習と病院実習が開始されています。

気管挿管講習については平成15年度は都道府県の消防学校等24カ所で実施され、合計25回の講習が開催されま

した。そして807名の救急救命士が、気管挿管に関する専門的な知識・技術を習得しました。

また、消防大学校においても都道府県における指導的立場の救急救命士の養成を目的とした気管挿管講習が合計2回開催され100名の救急救命士が卒業し、現在は各都道府県の消防学校等において指導者として活躍しています。

平成16年度は全都道府県の消防学校等において気管挿管講習が開催される予定であり、約3,000名の救急救命士が気管挿管講習を受講することとなっています。

また、気管挿管に係る病院実習に関しても、各地域の医療機関において、実習が開始されたところです。

この実習では、医療機関の手術室において、救急救命士が麻酔科医の指導下で実際に気管挿管を実施すること



東京消防庁の気管挿管講習の様相

総務省消防庁
(Fire and Disaster Management Agency)



都道府県メディカルコントロール協議会(平成16年4月現在)

都道府県名	名称	電話
北海道	北海道救急業務高度化推進協議会	011-231-4111
青森県	青森県メディカルコントロール協議会	017-734-9086
岩手県	岩手県メディカルコントロール協議会	019-629-5156
宮城県	宮城県メディカルコントロール協議会	022-211-2372
秋田県	秋田県メディカルコントロール協議会	018-860-4565
山形県	山形県救急業務高度化推進協議会	023-630-2227
福島県	福島県救急医療対策協議会	024-521-7189
茨城県	茨城県メディカルコントロール協議会	029-301-2879
栃木県	栃木県救急医療運営協議会	028-623-2132
群馬県	群馬県救急医療体制検討協議会	027-226-2251
埼玉県	埼玉県メディカルコントロール協議会	048-830-3167
千葉県	千葉県救急業務高度化推進協議会	043-223-2179
東京都	東京都メディカルコントロール協議会	03-3212-2111
神奈川県	神奈川県メディカルコントロール協議会	045-210-3552
新潟県	新潟県メディカルコントロール協議会	025-285-5511
富山県	富山県救急業務高度化推進協議会	076-444-3188
石川県	石川県メディカルコントロール協議会	076-225-1482
福井県	福井県メディカルコントロール協議会	0776-20-0309
山梨県	山梨県メディカルコントロール協議会	055-223-1430
長野県	長野県メディカルコントロール分科会	026-235-7182
岐阜県	岐阜県メディカルコントロール協議会	058-272-1111
静岡県	静岡県メディカルコントロール協議会	054-221-2073
愛知県	愛知県メディカルコントロール協議会	052-954-6195
三重県	三重県メディカルコントロール協議会	059-224-2108

都道府県名	名称	電話
滋賀県	滋賀県メディカルコントロール協議会	077-528-3431
京都府	京都府高度救急業務推進協議会	075-414-4468
大阪府	大阪府救急業務高度化推進連絡協議会	06-6941-0351
兵庫県	兵庫県救急業務高度化協議会	078-362-9823
奈良県	奈良県メディカルコントロール協議会	0742-27-8423
和歌山県	和歌山県メディカルコントロール協議会	073-441-2260
鳥取県	鳥取県メディカルコントロール協議会	0857-26-7063
島根県	島根県救急業務高度化推進協議会	0852-22-5884
岡山県	岡山県メディカルコントロール協議会	086-226-7295
広島県	広島県メディカルコントロール協議会	082-513-2778
山口県	山口県救急業務高度化推進協議会	083-933-2360
徳島県	徳島県メディカルコントロール体制推進協議会	088-621-2285
香川県	香川県メディカルコントロール協議会	087-832-3185
愛媛県	愛媛県メディカルコントロール体制検討委員会	089-912-2316
高知県	高知県救急医療協議会	088-823-9318
福岡県	福岡県救急業務メディカルコントロール協議会	092-643-3112
佐賀県	佐賀県メディカルコントロール協議会事務局	0952-25-7026
長崎県	長崎県メディカルコントロール協議会	095-824-3597
熊本県	熊本県メディカルコントロール協議会	096-383-1111
大分県	大分県メディカルコントロール協議会	097-536-1111
宮崎県	宮崎県メディカルコントロール協議会	0985-26-7064
鹿児島県	鹿児島県救急業務高度化協議会	099-286-2259
沖縄県	沖縄県救急医療協議会	098-866-2143

救急救命士の気管挿管実習に関する問合せ先

「救える命」を救いたい

国民の29人に1人が救急隊によって医療機関へ搬送されています。

24時間あなたのそばで安全安心を守ります。

全国の救急隊員はおよそ5万8,000人。
1日平均1万2,482件、約6.9秒に1回の割合で救急隊が出勤しています。
どこでも安全に、いつでも安心して暮らせるよう、救急隊は24時間活動しています。

一刻も早い処置で「救える命」を救います。

心肺停止傷病者を医療機関に搬送するまでに、電気ショック(除細動)や静脈路確保のための輸液など適切な処置を速やかに行うのが救急救命士です。全国消防機関の救急救命士は1万3,728人。
救急救命士は、多くの「救える命」を救っています。
(救急救命士の早期処置によって救命された心肺停止傷病者の方々は年間2,800人を超えています。-1ヶ月後生存者数より-)

適切な処置を行うため病院実習を行います。

救急救命士は、平成16年7月から気管挿管(※)ができるようになります。
気管挿管の実施に向けて、救急救命士は、4月から、専門医の指導のもと、病院で実習を行います。
さらに多くの「救える命」を救うため、あなたにご協力をお願いすることがあります。

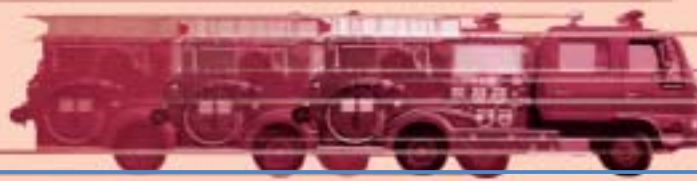
(※)心肺停止傷病者の方々に、救急現場などで口から気管にチューブを挿入して肺に直接酸素を送り込む処置です。

●詳しくは● 消防庁ホームページ <http://www.fdma.go.jp> で

FDMA 総務省消防庁では、こうした救急隊員の積極的な活動への取り組みのほか、大災害時に消火や救助に携わる消防部隊の全国展開(緊急消防援助隊)の住民とともに システムづくりなど、21世紀型の新しい消防の姿を創造しています。

e-カレッジ <http://www.e-college.fdma.go.jp/> どこでも学べる あなたの防災意識をチェック

救急救命士の気管挿管に関する新聞広告



となります。そこでは、医療機関において全身麻酔下で手術を受けられる方の、実習に対する協力が必要となってきます。

現在、消防庁では厚生労働省や各種学会と協力し、気管挿管講習を修了した救急救命士が一日でも早く病院実習を終了し、救急現場で気管挿管が実施できるよう、新聞広告やポスターを作成し、多くの関係者の理解を得られるよう、救急救命士の気管挿管に関する広報活動を実施しているところであります。新聞広告については平成16

年3月28日から全国版主要3紙において広告掲載し、ポスターについても約3万部を作成し各都道府県及び消防本部を中心に配布しました。

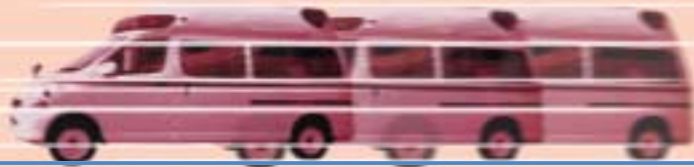
消防庁としては、気管挿管講習とそれに伴う病院実習が各地で円滑に実施されるよう、これからも必要な広報活動を実施していく予定です。各都道府県、消防本部におかれましてもメディカルコントロール協議会や医療機関等と連携を密にし、講習・実習の推進に向けて、一層の努力をお願いします。



広報活動用ポスター（その1）



広報活動用ポスター（その2）



緊急消防援助隊活動負担金交付要綱の制定

震災等応急室

1 はじめに

緊急消防援助隊は平成7年の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて同年6月に発足しました。以降、国民の危機管理意識が高まりつつあるなかで東海地震等の大規模災害や毒劇物の発散等による特殊災害が発生した場合に、これらの災害による被害の軽減を図るための対応強化が要求されるようになり、特に緊急消防援助隊に対して、より迅速で効率的な活動が要求されるようになりました。この流れのなかで平成15年6月に消防組織法（以下「法」という。）が改正され、消防庁長官が都道府県知事又は市町村長に対して緊急消防援助隊の出動のため必要な措置をとることを指示することができることとなりました。この「指示」という行政行為はそれまでの長官の「求め」とは違い、一定の強制力を有するため、これにより増加又は新たに発生した費用については国が負担することとしました。つまり、消防庁長官の指示により緊急消防援助隊が出動する制度を財政的な側面から補完するのが緊急消防援助隊活動費負担金の制度といえます。

2 負担金の目的

緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱（以下「要綱」という。）第1条には、負担金の目的を「消防庁長官の指示（以下「長官の指示」という。）を受けて出動した緊急消防援助隊の活動により増加し、又は新たに必要となる消防に要する費用を国が負担することにより、緊急消防援助隊の的確かつ迅速な出動及び活動を確保し、もって災害による被害の軽減を図ることを目的とする。」と規定されています。

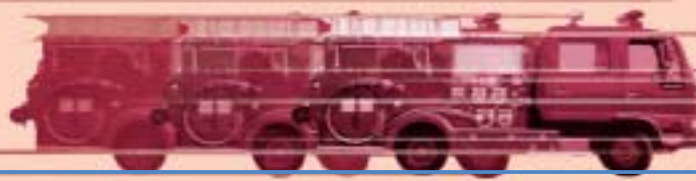
大規模災害に対する財政措置として、特別交付税や広域応援交付金による措置がありますが、これらの制度は従前通り継続し、新しく規定された長官の指示に係る緊急消防援助隊の活動経費について負担金の対象となることに注意を要します。また、長官の指示については法第24条の3第5項に規定されており、対象とする災害は、地震防災対策強化地域に係る著しい地震災害その他の大規模な災害で2以上の都道府県に及ぶもの又は、毒性物質の発散その他の政令で定める原因により生ずる特殊な災害とされており、緊急消防援助隊の出動の全てが指示の対象となるわけではないことにも注意が必要です。

3 負担金の対象となる経費

負担金の対象となる経費については、法第25条第1項のほか「長官の指示を受けて出動した緊急消防援助隊の活

図1 負担金の対象経費

- (1) 緊急消防援助隊の隊員の手当（長官の指示を受けて出動した緊急消防援助隊の隊員に対して、当該隊員の属する地方公共団体の条例に基づき、当該出動及び活動について支給された次のアからオの手当）
 - ア 特殊勤務手当
 - イ 時間外勤務手当
 - ウ 管理職員特別勤務手当
 - エ 夜間勤務手当
 - オ 休日勤務手当
- (2) 緊急消防援助隊の隊員の旅費（長官の指示を受けて出動した緊急消防援助隊の隊員に対して、当該隊員の属する地方公共団体の条例に基づき、当該出動及び活動について支給された次のアからウの旅費）
 - ア 鉄道賃・航空賃等
 - イ 日当
 - ウ 宿泊費、食卓料
- (3) 緊急消防援助隊の活動のために使用した当該緊急消防援助隊の施設（消防用自動車、ヘリコプター、消防艇、資機材等をいう。以下同じ。）に係る修繕料（隊員の故意又は重大な過失によるものを除く。）及び役務費（点検費、運搬費など）
- (4) 緊急消防援助隊の活動のために使用した当該緊急消防援助隊の施設が当該活動のために使用したことにより滅失した場合における当該滅失した施設に代わるべきもの（同等の機能を有するものに限る。以下「代替施設」という。）の購入費（隊員の故意又は重大な過失によるものを除く。）
- (5) 緊急消防援助隊の活動のために要した燃料費
- (6) 緊急消防援助隊の活動のために要した消耗品費
- (7) 緊急消防援助隊の活動のために要した賃借料（宿泊施設の賃借料については、第2号の旅費（宿泊費）が支給されている場合には、重複しないものに限る。）
- (8) 緊急消防援助隊の活動のために要したその他の物件費（食糧費については、第2号の旅費（日当、宿泊費、食卓料）が支給されている場合には、重複しないものに限る。）



動により増加し、又は新たに必要となる消防に要する費用のうち、緊急消防援助隊に関する政令第5条各号に掲げる経費であり、次の各号に掲げるところによるものとする」と規定し、要綱第3条の各号（図1参照）に詳しく規定されているため、ここに含まれないものについては負担金の対象とならないと解されます。

4 負担金の額

負担金の額は、交付対象経費の全部に相当する額となっています。

5 負担金の交付対象者

この負担金の交付を受けることができる地方公共団体は、長官の指示を受けて出動した緊急消防援助隊の隊員及び施設の属する地方公共団体としており、この負担金の交付を受けようとする地方公共団体を「交付団体」といいます。

6 交付申請の手続き

交付団体は、必要な書類を添付して交付申請書を、都道府県知事を経由して消防庁長官に提出しなければなりません。提出する部数は、都道府県にあっては1部、市町村にあっては2部（消防庁用正本1部、都道府県用副本1部）提出する必要があります。また、交付申請書に添付すべき書類は、別表（図2）のとおりとなっています。ただし、別に定める場合にあっては、すでに提出されたものとみなし、添付することを要しません。

都道府県知事は、この交付申請書を受理したときは内容を審査し、負担金交付調書に必要事項を記載のうえ、当該調書の写しを1部添付して消防庁長官に提出しなければならず、併せてこの負担金交付調書を負担金の額の確定等の記録のために保管しなければなりません。

別表 添付書類一覧表（図2）

	交付申請書に添付する書類	実績報告書に添付する書類
第3条第1号 （特殊勤務手当、時間外勤務手当）	<ul style="list-style-type: none"> 支出の根拠となる条例、規則の関係箇所の写し 別記様式第2 	<ul style="list-style-type: none"> 支出の根拠となる条例、規則の関係箇所の写し 支出の根拠となる時間外勤務命令簿等及び旅行命令簿の写し
第3条第2号 （旅費）		
第3条第3号 （修繕料、役務費）	<ul style="list-style-type: none"> 別記様式第3 見積書又はそれに代わる書類 	<ul style="list-style-type: none"> 契約書又は請書の写し 納品書の写し
第3条第4号 （代替施設の購入費）	<ul style="list-style-type: none"> 別記様式第3 車両等を損傷した時の状況のわかる書類（てん末書） 損傷した車両等の写真又はそれに代わる書類 損傷した車両等の仕様書及び購入時の契約書の写し又はそれらに代わる書類 購入しようとする車両等の仕様書 	<ul style="list-style-type: none"> 契約書の写し 納品書の写し 検収調書の写し 自動車検査証等の写し 施設とその配置場所を明示する写真
第3条第5号 （燃料費）	<ul style="list-style-type: none"> 別記様式第4 	<ul style="list-style-type: none"> 領収書の写し又はそれに代わる書類
第3条第6号 （消耗品費）		<ul style="list-style-type: none"> 領収書の写し又はそれに代わる書類
第3条第7号 （賃借料）		<ul style="list-style-type: none"> 契約書の写し 領収書の写し
第3条第8号 （その他物件費）		<ul style="list-style-type: none"> 領収書の写し又はそれに代わる書類

注 その他消防庁長官が必要と認めるものについては別途通知する。

7 交付の決定等

消防庁長官は、交付申請書の提出があった場合には、法令及び予算の定めるところに従い、負担金の交付を適当と認めるときは、負担金の交付を決定するとともに交付団体に対して交付決定の通知をします。交付団体が市町村である場合にあっては、総務大臣は都道府県の支出負担行為担当官（消防主管部長）に対し、支出負担行為計画の示達を行うものとします。消防庁長官は、この交付決定の通知に際して必要な条件を付することができます。

8 変更の承認等

交付団体は、負担金の交付の対象となる事業（以下「交付事業」という。）の内容を変更しようとするときは、あらかじめ申請し、消防庁長官の承認を受けなければなりません。

この場合において、消防庁長官は必要に応じ交付決定の内容を変更することができ、又は条件を付することができます。ただし、負担金の合計金額が増加しない範囲で各費目の金額の軽微な変更を行う場合には、この承認を要しないものとします。

9 交付事業の遂行

交付団体は、補助金等に係る予算の適正化に関する法律（以下「適正化法」という。）第3条の趣旨に従い、負担金の公正かつ効率的な使用と交付事業の誠実な執行に努めるとともに、同法第12条並びに規則第6条の規定に基づき、交付事業の遂行の状況に関し、都道府県知事に必要に応じ報告しなければなりません。

10 実績報告

交付団体は、交付事業を完了し、又は廃止した場合には、適正化法第14条の規定に基づき別表（図2）に掲げる書類を添付して実績報告を都道府県知事に正本1部を提出しなければなりません。ただし、既提出書類とその内容が全く同一の書類については、添付する必要はありません。

なお、実績報告書の提出期限については、交付事業が完了した日又は廃止の承認を受けた日から起算して1月以内又はその翌年度の4月5日のいずれか早い日とします。ただし、負担金の交付決定に係る国の会計年度が終了した場合にあっては、翌年度の4月30日とします。

11 負担金の額の確定

都道府県知事は、実績報告書の提出があった場合には、

当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、当該報告書に係る交付事業の実施結果が負担金の交付の決定の内容（要綱第9条第1項及び第2項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれらに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき負担金の額を確定し、交付団体に通知することとします。なお、負担金の金額の確定通知は、実績報告書の受理後20日以内に行うものとします。

都道府県知事は確定を行った後、実績報告検収調書に記入し、負担金交付調書と共に保管しなければなりません。また、当該都道府県における最終の負担金の額を確定し報告する際には、実績報告検収調書の写しを消防庁長官に送付するものとします。

12 財産の処分の制限

適正化法施行令第13条の規定に基づき処分の制限を受ける財産は、負担金対象施設のうち、単価50万円以上のものとし、同第14条第1項第2号の規定に基づく財産の処分を制限する期間は、交付規則第8条によるものとしています。なお、交付事業により取得した財産の管理者は、交付事業により取得した負担金対象施設を適正化法第22条の規定に反して使用しようとする場合又は前項に規定する期間内に廃棄しようとする場合には、都道府県知事を経由し、消防庁長官の承認を受けなければなりません。

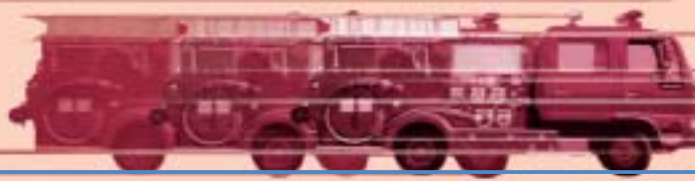
13 交付事業の検査等

交付事業は、交付団体の定める財務規則等に基づく検収等に合格のうえ完了するものとし、第3条第4号の経費に係る代替施設の購入については、交付団体は財産台帳に記録するとともに、仕様書等関係書類を必要に応じ保管しなければなりません。

総務大臣又は都道府県知事は、適正化法第23条の規定に基づき負担金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは職員をして検査等をさせることができます。

14 その他

要綱第3条第4号の経費に係る代替施設の購入に当たって、滅失した施設と同等の機能以上のものを付加するときは、交付事業に係る部分と交付事業にならない部分の経費の区分を明確にするとともに、その内容を明記した書類を要綱第12条に定める実績報告書に添付するものとします。



消防職員委員会の開催状況及び運営に関する留意事項

消防課

消防職員委員会は、消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防事務に職員の意見を反映しやすくすることにより、職員の士気を高め、もって消防事務の円滑な運営に資することを目的として、平成7年の消防組織法改正により制度化されました（平成8年10月1日施行）。

1 開催状況

消防庁では、毎年度、消防職員委員会の制度の円滑な運用と定着に努めてきましたが、平成15年度は、制度施行以来はじめて、すべての消防本部において消防職員委員会が開催されました（開催率100%）。

消防庁としては、本制度が定着してきていることを踏まえ、各消防本部に対して引き続き毎年度開催することを周知徹底してまいります。

各年度の開催状況は下表のとおりです。

開催年度	消防本部数	開催本部数	開催率
11年度	911本部	654本部	71.8%
12年度	906本部	665本部	73.4%
13年度	902本部	644本部	71.4%
14年度	900本部	733本部	81.4%
15年度	890本部	890本部	100.0%

2 運営に関する留意事項

消防庁は、消防職員委員会制度のさらなる充実を図るため、本年3月31日付通知（消防消第77号）において、次のとおり運営に関する留意事項を示したところです。

消防職員委員会の開催時期

消防長は、委員会の意見の趣旨を尊重して処置するよう努めるものとされている。消防長が、具体的に処置するためには予算措置を伴うことが多いことから、速やかな処置の実現につなげるためには、委員会の会議

の時期は、次年度に向けた予算編成作業を勘案すべきであり、一般的には年度前半の開催が望ましい。

消防長に対し意見を述べる際の付言

委員会は、審議の結果を消防長の定める区分に分類して消防長に対し意見を述べるものとされているが、その際に、個別の意見について、審議の結果だけでなく、当該結果に至った理由を付言することが望ましい。

意見提出者に対する結果説明

委員会は、委員会に意見を提出した消防職員各自に対しても、提出意見に対する審議の結果及び当該結果に至った理由を伝達・開示することが望ましい。

3 平成14年度中に実施した主な意見

平成14年度中に実施した主な意見は以下のとおりです（平成15年度中については現在集計中）。

勤務条件等に関するもの

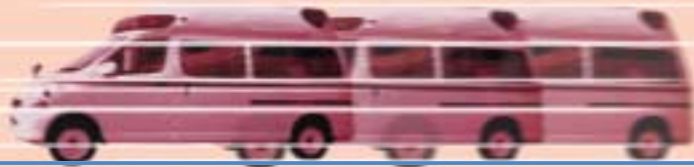
- ・ 人事異動時における自己申告制度を採用
- ・ 長時間にわたる火災等に備え、食料、飲料水、携帯無線機バッテリー、車両の燃料を確保
- ・ 受付監視勤務での着帽を廃止

被服及び装備品に関すること

- ・ 眼鏡装着可能な空気呼吸器用面体（マスク）を導入
- ・ はしご車乗車体験用小児用ヘルメットを導入
- ・ 空気呼吸器の面体（マスク）を個人に貸与
- ・ 編み上げ靴を靴底の厚い安全性の高いものに変更
- ・ 救急の講習時に使用する訓練用人形を分署にも配置
- ・ 作業服に付ける名札をマジックテープ式にし、着用できる種類を拡大

消防の用に供する設備、機械器具等に関するもの

- ・ 訓練塔にホース乾燥設備を新設
- ・ 火災現場用排煙機を装備
- ・ 女性用仮眠室及びトイレを増設
- ・ 広報活動用のため、ホームページを開設
- ・ 待機室にエアコンを設置



火災予防のための消防庁と気象庁との連携施策 - 火災気象通報の高度化を目指した試行の実施 -

防災課

林野火災は、建物火災や車両火災に比べると発生件数は少なく、平成15年においては総出火件数56,329件に対して1,820件と全体の3%余りにすぎません（表1）。しかし、地形や水利等から林野火災に関しては、地上での消火活動は困難を余儀なくされ、場合によっては焼損面積が100haを超える大規模な火災に発展することもあります。

平成15年の林野火災は、例年に比べ発生件数や焼損面積などが大きく減少しましたが、平成14年は、焼損面積が100haを上回る大規模な林野火災が多発しました（表2）。このような状況を受けて消防庁では、林野庁とともに有識者らにより構成する「林野火災対策に係る調査研究会」（座長：熊谷良雄筑波大学教授）を設置し、そのなかで林野火災対策の効果的なあり方について種々の検

討が行われました。

この研究会では、主に林野火災の予防対策と、ヘリコプターを活用した消火活動について議論が行われました。そのなかで、火災予防対策に関連し、市町村が火災警報を発令する際の手掛かりとなる、全国の気象台が発表する火災気象通報や乾燥注意報については、春先の林野火災多発期に発表基準に該当する日が多く発表状態が継続してしまうことから、警戒体制の維持の困難さや住民の防火意識の薄れへの懸念が指摘されました。また一方で、消防法第22条に定める火災警報が住民に対する火気使用制限を伴うことから、社会生活への影響を考慮して殆ど発令されておらず、十分に機能していないことも問題のひとつとして挙げられました（消防法抜粋第22条）。

表1 平成15年 出火件数

種別	件数	構成比(%)	前年比較	増減数(%)
建物火災	32,383	57.5%	-1,788	-5.2%
林野火災	1,820	3.2%	-1,523	-45.6%
車両火災	7,373	13.1%	-412	-5.3%
船舶火災	135	0.2%	22	19.5%
航空機火災	3	0.0%	-1	-25.0%
その他火災	14,615	25.9%	-3,620	-19.9%
総出火件数	56,329	100.0%	-7,322	-11.5%

出典：平成15年における火災の概要（概数）

表2 平成14年 大規模な林野火災の発生状況（焼損面積100ha以上）

	出火日時	鎮火日時	都道府県名	市町村名	出火場所	焼損面積 (ha)	損害額 (千円)	空中消火	出火原因	注警報の発令
1	4月5日 13時10分	4月6日 16時15分	岐阜県	岐阜市・各務原市・関市	芥見	410	175,567	683回	不明	乾燥
2	3月21日 10時00分	3月23日 8時00分	長野県	松本市	浅間温泉	176	348,185	192回	線香	乾燥・強風・なだれ
3	3月17日 13時30分	3月19日 7時13分	宮城県	丸森町	宇廻倉	161	335,169	392回	ガスバーナー	乾燥
4	8月20日 12時10分	9月3日 10時00分	香川県	丸亀市	本島	160	103,688	5,362回	不明	乾燥

出典：林野火災対策関係資料（平成15年3月）

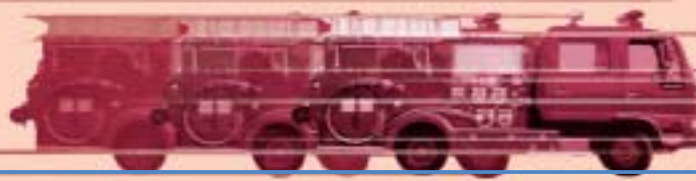


図1

《現在》

県火災気象通報

平成15年10月21日
地方気象台

**県では、火災の発生しやすい
気象状況が予想されます。**

**実効湿度 50%以下で、最小湿度
が 25%以下になると予想されます。**

《連携後》

県火災気象通報

平成16年04月20日10時00分
地方気象台

【注意文】
これから明後日にかけて南よりの乾いた強風が吹きますので、県南部では火災の発生しやすい気象状態になります。

【量的予想と注意区分】

一次細分区域	二次細分区域	予想される最大風速とその風向	予想される最小湿度	予想される実効湿度	注意区分
南部	部	10 南東	15	40	A
	部	8 南	20	35	A
北部	x x 部	7 南東	25	40	B
	地域	9 南	45	60	
	地域	10 南	50	65	

解説（注意区分の種類と解説）
 ・注意区分A. 実効湿度が65%以下で最小湿度が35%以下となり、最大風速が8%以上吹くと予想される時。
 ・注意区分B. 実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下になると予想される時。
 ・注意区分C. 平均風速が12%以上吹くと予想される時。
 いずれかの注意区分の火災気象通報が出されると、これを参考として市町村長が火災警報を発することを検討することになります。
 何も記載していない場合は、注意区分に達する気象状況には至らないと予想したことを意味します。

【火災気象注意対象区域】

問い合わせ先： 地方気象台技術課

こうした状況を踏まえ、消防庁と気象庁は、市町村長が発令する火災警報の効果的な発表など火災予防対策を支援していくため、気象台が発表する火災気象通報の高度化について検討を進めてきました。その結果、消防本部における湿度や風速等の観測データを活用することにより、気象台において、気象注意報、警報の発表と同程度にきめ細かい地域に対し、火災気象通報を行うこととしたものであります。

消防法《抜粋》

第22条 気象庁長官、管区気象台長、沖縄気象台長、地方気象台長又は測候所長は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、その状況を直ちにその地を管轄する都道府県知事に通報しなければならない。

都道府県知事は、前項の通報を受けたときは、直ちにこれを市町村長に通報しなければならない。

市町村長は、前項の通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる。

前項の規定による警報が発せられたときは、警報が解除されるまでの間、その市町村の区域内にある者は、市町村条例で定める火の使用の制限に従わなければならない。

〔連携の概要〕

全国には消防本部が886ありますが(平成16年4月現在)、比較的多くの消防本部において湿度、風向、風速等が観測されています。これらの観測データを気象庁側に提供することによって、各気象台の把握する観測データは1ないし数箇所レベルから大きく増えることになります。このため、従来概ね各都道府県単位を区域としていた火災気象通報が、地域事情に即してより細分化した区域(気象注意報や警報の発表と同程度で、気象庁がいう「二次細分区域」)で発表できることとなるものです。

火災気象通報が地域事情に即し細分化して発表されることになれば、各自治体において火災予防対策がよりの確に実施されやすくなるとともに、各市町村による火災警報の発令についても効果的な運用が期待されるようになります。

なお、消防本部から気象台への観測データの提供に当

たっては、消防庁と全国の消防本部を結んだ消防防災VPN(Virtual Private Network)を通じて気象庁サーバへデータ入力することとしています。

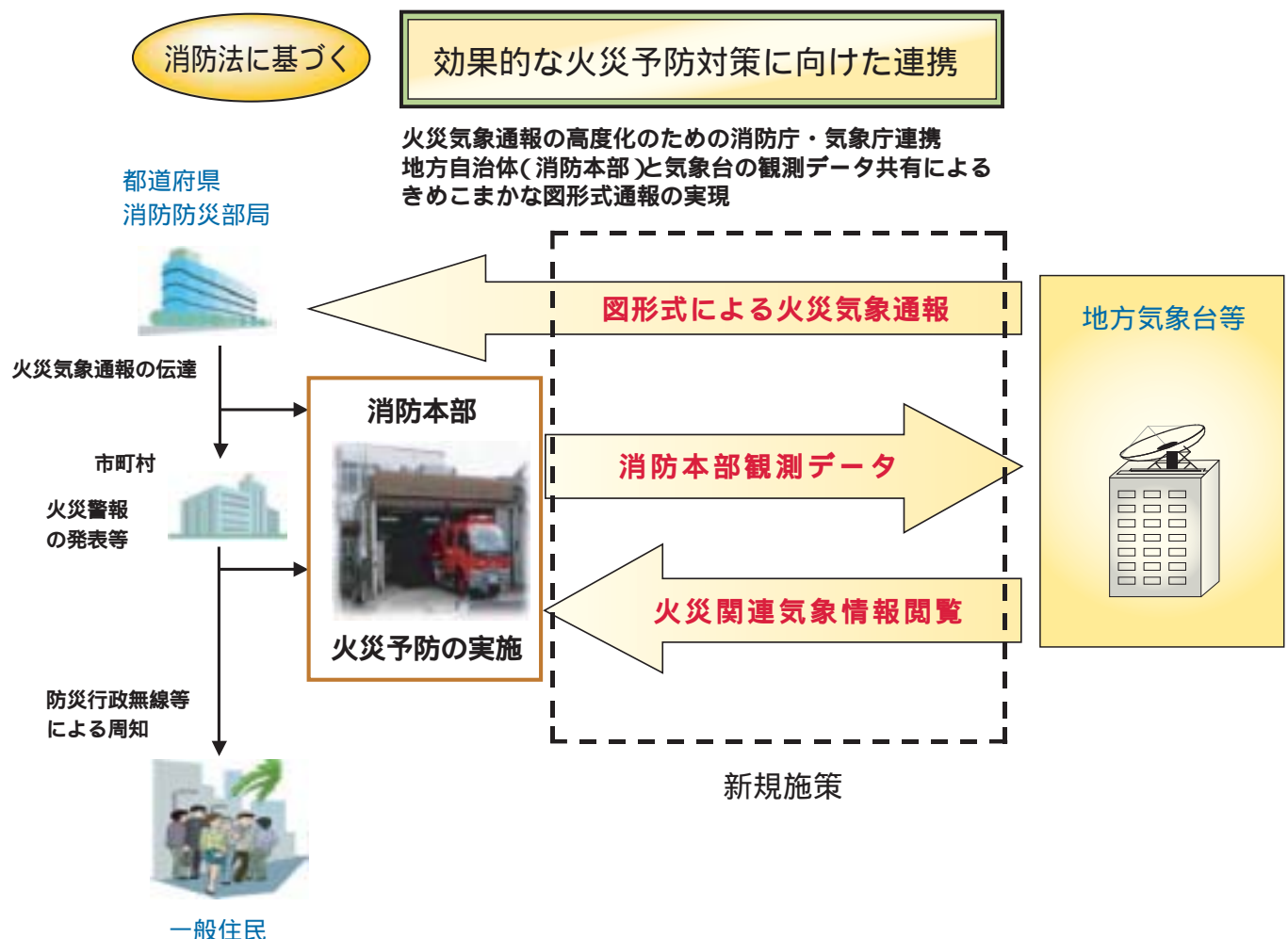
〔試行の実施〕

今回の取り組みについては、各都道府県における消防本部の実施体制が比較的整っているとみられる、岩手・栃木・山口・熊本の各県をモデル県として、約1年程度試行を実施します。試行実施の際、従来の火災気象通報とは別に、わかりやすい図形式で発表区域を細分化した新しい火災気象通報を提供することにしています(図1)。

この試行を通じて、関係各県、消防本部及び気象台において運用面や技術面での課題や改善点等を抽出整理するとともに、火災予防効果の検証を来春までに実施し、今後の取り組みの展開の参考にしていきます。

なお、今回の連携施策の全体像については、(図2)のとおりです。

図2



平成16年消防関係春の叙勲伝達式

総務課

平成16年春の叙勲伝達式が去る5月10日(月)10時30分からニッショーホール(東京都港区虎ノ門)において、F田正明日本消防協会・日本防火協会会長、白谷祐二全国消防長会会長、岩淵三男都道府県消防主管課長会会長、関口昌男全国消防機器協会会長、成瀬宣孝日本消防設備安全センター理事長を来賓に迎え、約800名が出席し盛大に挙行されました。

受章された方々は、永年にわたり国民の生命、身体及び財産を火災等の災害から保護するとともに消防力の充実強化に尽力し、社会公共の福祉の増進に寄与された消防関係者であり、その受章者数は421名で、勲章別受章者数は次のとおりです。

瑞宝中綬章1名
旭日小綬章1名
瑞宝小綬章12名
瑞宝双光章123名
瑞宝単光章281名
旭日双光章3名

伝達式では、林 省吾消防庁長官の式辞の後、勲記及び勲章がそれぞれの勲章ごとに代表者に伝達され、最後に受章者を代表して大阪府の十河將博氏が謝辞を述べて終了しました。

伝達式終了後、受章者及び配偶者468名は皇居に参内して、豊明殿において天皇陛下に拝謁、受章者を代表して東京都の原島榮一氏がお礼を言上し、陛下よりお言葉を賜りました。

なお、拝謁におけるお礼言上者、伝達式における代表謝辞者及び代表受領者は次の方々です。

お礼言上者	原島 榮一
代表謝辞者	十河 將博
代表受領者	瑞宝中綬章 原島 榮一
	旭日小綬章 井澤 直行
	瑞宝小綬章 服部 俊幸
	瑞宝双光章 太田 静雄
	瑞宝単光章 谷口 肇
	旭日双光章 藤原 光里



代表受領者の原島榮一氏



受章者代表謝辞を述べる十河將博氏

第2回消防関係危険業務従事者叙勲伝達式

総務課

第2回危険業務従事者叙勲伝達式が去る5月13日(木) 10時50分から東京プリンスホテル2階マグノリアホール(東京都港区芝公園)において、白谷祐二全国消防長会会長、岩淵三男都道府県消防主管課長会会長を来賓に迎え、各都道府県の受章者の代表約150名が出席し盛大に挙行されました。

受章された方々は、永年にわたり国民の生命、身体及び財産を火災等の災害から保護するとともに消防力の充実強化に尽力し、社会公共の福祉の増進に寄与された消防関係者であり、その受章者数は650名で、勲章別受章者数は次のとおりです。

瑞宝双光章42名
 瑞宝単光章608名

伝達式では、林省吾消防庁長官の式辞の後、勲記及び勲章が勲章ごとに代表者に伝達され、最後に受章者を代表して兵庫県岡田清司氏が謝辞を述べて終了しました。

また、724名の受章者及び配偶者は2日に分かれ皇居に参内し、13日には豊明殿において、14日には春秋の間において天皇陛下に拝謁し、受章者を代表して、13日は秋田県の渡邊昭藏氏、14日は東京都の塚田博昭氏がお礼を言上し、天皇陛下よりお言葉を賜りました。

なお、13日及び14日の拝謁におけるお礼言上者、伝達式における代表謝辞者及び代表受領者は次の方々です。

13日お礼言上者	渡邊 昭藏
14日お礼言上者	塚田 博昭
代表謝辞者	岡田 清司
代表受領者	瑞宝双光章 井上 幸人
	瑞宝単光章 落合 勇夫



代表受領者の井上幸人氏



受章者代表謝辞を述べる岡田清司氏

平成16年消防関係春の褒章伝達式

総務課

平成16年春の褒章伝達式が去る5月17日(月)13時30分から総務省講堂(千代田区霞が関)において、F田正明日本消防協会会長、白谷祐二全国消防長会会長、関口昌男全国消防機器協会会長、成瀬宣孝日本消防設備安全センター理事長を来賓に迎え、盛大に挙行されました。

受章された方々は、永年にわたり消防の発展に努め、その功労が顕著であり、他の模範と認められた消防関係者並びに消防関係業界の業務に精励し、その功績が顕著な方々で、藍綬褒章51名、黄綬褒章3名の合計54名です。

式典では、林省吾消防庁長官の式辞の後、褒章及び褒章の記が褒章ごとに代表者に伝達され、最後に受章者を代表し、兵庫県の山本五十六氏が謝辞を述べて終了しました。

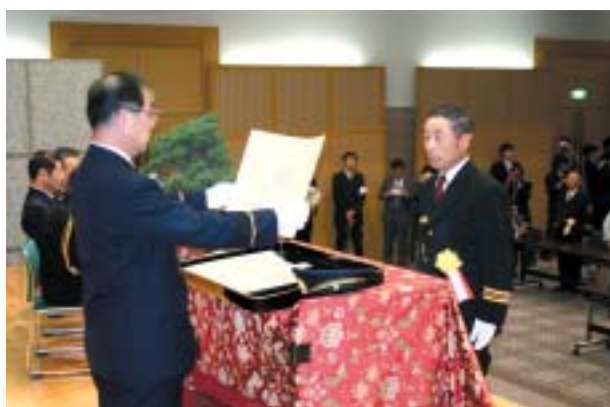
伝達式終了後、受章者及び配偶者89名は皇居に参内して、春秋の間において天皇陛下に拝謁し、お言葉を賜りました。

なお、伝達式における代表謝辞者及び代表受領者は次の方々です。

代表謝辞者	山本五十六		
代表受領者	藍綬	太田	元
	黄綬	沖山	毅



受章者代表謝辞を述べる山本五十六氏



代表受領者の太田元氏



代表受領者の沖山毅氏

国際緊急援助活動に係る消防庁長官表彰 及び褒状の授与

総務課

消防庁では、平成16年2月24日にモロッコ王国で発生した地震災害に際し、国際消防救助隊として同国に派遣され功労のあった国際消防救助隊員に対する表彰及び消防庁長官の要請に基づき隊員を派遣した消防本部に対する褒状の授与を行いました。表彰式では林 省吾消防庁長官の式辞の後、受章者全員に国際協力功労章が授与され、次に各消防本部に対して褒状の授与が行われ、最後に受章者を代表して、隊長の角田八一氏が謝辞を述べ、終了いたしました。

1 表彰式

- (1) 日 時 平成16年4月15日(木)
(2) 場 所 総務省講堂

2 受章者等

- (1) 消防庁長官表彰（国際協力功労章）受章者（7名）

消防庁		中本 敦也（総括官）
東京消防庁	消防司令	角田 八一（隊長）
〃	消防司令補	中谷 守
〃	消防副士長	伊藤 学
〃	消防副士長	浅野 準
千葉市消防局	消防司令補	白井 孝広
京都市消防局	消防司令補	岡山 賀一

- (2) 消防庁長官褒状授与機関

（国際消防救助隊員派遣消防本部 3機関）
東京消防庁
千葉市消防局
京都市消防局



受章者及び消防本部の代表者

平成16年度都道府県消防主管課長会議の開催結果

総務課

平成16年4月28日(水)に、都道府県会館において、都道府県消防主管課長会の主催により、都道府県の担当課長等約100名が出席し、都道府県消防主管課長会議が開催されました。

会議開催後に、東尾 正消防庁次長の挨拶に続き、消防

庁各課室長から、「国民保護法案の構成」、「住宅防火対策の推進」、「石油コンビナート等特別防災区域における防災対策の充実強化」、「救急救命士の処置範囲拡大の最近の動向」など、消防防災行政の直面する諸課題等についての説明が行われました。

会議次第

<p>国民保護準備室</p> <ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃事態等への対処に関する法制の全体像について 国民保護法案の構成 総務省(消防庁)の担当する事務 国民保護法制における消防に関する事項 地方公共団体からの意見の反映状況等 地方公共団体に対する財政措置 国民保護法制の円滑な運用のための消防庁の対応 	<p>防災課</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災危機管理教育のあり方について 地方公共団体の防災・危機管理体制について 消防と警察の連携強化について 地方公共団体の地域防災力・危機管理能力評価について 自主防災活動の充実強化について 災害伝承情報データベースの整備について 火災警報運用改善のための火災気象通報の高度化について 防災まちづくり大賞への推薦について 東海地震と東南海、南海地震に係る地震防災対策 東南海、南海地震防災対策推進基本計画の策定を受けての消防機関の適切な対応 首都直下地震の切迫性と広域援助部隊の活動拠点の確保 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策
<p>消防課</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防財政について 防災基盤整備事業の改正について 消防本部の広域再編の推進について 「消防力の基準」の見直しについて 消防職員委員会の運営状況と課題について 女性消防職員の採用、職域拡大等に係る留意事項について 消防団活動の充実強化・活性化について 	<p>防災情報室</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防防災分野における情報化の推進について
<p>予防課</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防法令の性能規定化について 消防防災分野における科学技術施策について 消防防災分野の申請・届出の電子化について 高齢者施設における防火安全対策について 文化財建造物に係る消防用設備等の取扱いについて 放火火災の予防対策について 防火対象物オンライン化について 	<p>震災等応急室</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急消防援助隊の登録及び運用について 平成16年度総合防災訓練大綱について
<p>防火安全室</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅防火対策の推進について 小規模雑居ビル等における違反是正の推進について 防火管理制度等について 規制改革・民間開放推進3カ年計画について 消防防災支援要員の活用状況について 	<p>特殊災害室</p> <ul style="list-style-type: none"> 石油コンビナート等特別防災区域における防災対策の充実強化について 原子力災害対策について 地下鉄の安全対策について
<p>危険物保安室</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定可燃物等に係る火災予防対策の充実強化について 危険物保安分野に係る法令整備について 平成16年度危険物事故防止アクションプランについて 	<p>救急救助課</p> <ul style="list-style-type: none"> テロ災害対策について 救急救命士の処置範囲拡大の最近の動向について <p>消防大学校</p> <ul style="list-style-type: none"> 危機管理セミナー(トップマネジメントコース)の開催について 消防教科書(平成16年度)の改訂予定について 「防災・危機管理e-カレッジ」構想について <p>消防研究所</p> <ul style="list-style-type: none"> 重点研究計画の概要について 火災原因調査室現地調査の状況について 主要行事について

平成16年度総合防災訓練大綱

震災等応急室

本年4月20日に開催された中央防災会議において、「平成16年度総合防災訓練大綱」が決定されました。

大綱では、これまでの防災訓練の成果を踏まえ、引き続き実践的な防災訓練を実施する必要があるとの観点から、

訓練の準備段階から、各省庁において具体的な災害応急活動計画を点検する。

政府災害対策本部と各省庁が連動した実践的訓練を実施する。

訓練の結果を評価し、実践的な応急対策の要領や災害対策ごとのアクションプラン等の整備に反映する。

という訓練サイクルを毎年繰り返すことにより、政府組織全体として、防災組織体制の機能を確認し、実効性を検証することとしています。

政府では、大綱に基づき、平成16年度は、9月1日の

「防災の日」に東海地震を想定し、内閣総理大臣をはじめ、全閣僚が参加しての政府本部運営訓練のほか、現地訓練として静岡県総合防災訓練と連携し、警察庁（広域緊急援助隊）、消防庁（緊急消防援助隊）、海上保安庁及び陸・海・空の統合運用の自衛隊による大規模な広域災害応急対策訓練を実施することとしています。また、同日に南関東地域直下の地震を想定し、対象地域（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）の地方公共団体等が行う広域的な八都府県合同防災訓練と連携した現地訓練を実施することとしています。

さらに、来年1月には、南関東地域直下の地震を想定した大規模図上訓練を関係地方公共団体と連携して実施することとしています。

これまでの訓練成果を踏まえ、引き続き実践的訓練の実施が必要

<平成16年度政府防災訓練のポイント>

- 1 実践的、実効的な訓練の推進と訓練の評価、計画見直し
- 2 地域の訓練への支援と広域的な訓練の推進
- 3 訓練広報と国民参加型訓練の工夫充実
- 4 計画的訓練・研修による防災担当者の人材育成

東海地震 対応訓練

地方公共団体と連携のもと、大規模かつ広域的な地震防災・災害応急訓練を行う。

- ・新しい応急対策活動要領に基づく、注意情報発出から警戒宣言、地震発生後に至る総合防災訓練
- ・警察庁、消防庁、海上保安庁及び陸・海・空の統合運用の自衛隊による東海地震対応では初の大規模な広域地震災害応急対策訓練

南関東地域直下の 地震対応訓練 (大規模図上訓練)

関係都府県が合同して実施する政府本部事務局運営訓練

「第3回危険物事故防止対策論文」 消防庁長官賞等の決定

危険物保安室

危険物に係る火災・漏えい事故等の事故は近年増加傾向で推移しており、その安全確保の重要性は益々増大しております。

また、昨年度においては、企業関連施設における大規模な火災事故等が続発しており、今後、危険物施設関係者の企業防災等に対する保安意識の確立について、広く呼びかけていくことが一層重要となっております。

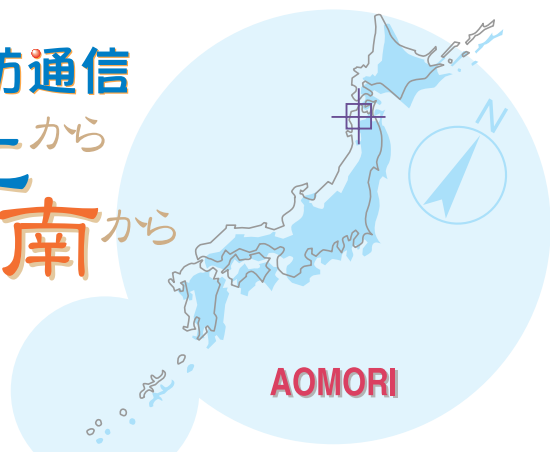
このため消防庁では、危険物保安技術協会と共催で、危険物施設等における事故事例を教訓とした事故防止対

策や事故防止に係る技術の開発・改善等を図るため、「第3回危険物事故防止対策論文」を平成15年11月から平成16年2月まで募集いたしました。

今回、応募のあった34編のうちから、消防庁長官賞（1編）並びに危険物保安技術協会理事長賞（1編）及び奨励賞（3編）の受賞者を決定いたしました。なお、受賞者に対する表彰式は、平成16年度危険物安全大会（6月7日(月)）において行う予定です。

消防庁長官賞	鶴見油化工業株式会社 <small>こばやし どういち</small> 小林 統一	「危険物施設等の廃止と事故防止対策」 ～危険物施設の所有者、管理者又は占有者の義務～
危険物保安技術協会 理事長賞	中部電力株式会社 <small>まつもと ゆきお</small> 松本 幸生	「四日市火力発電所における危険物事故防止対策」
奨励賞	茅ヶ崎市消防本部 <small>みまち ながのり</small> 三町 永則	「消防職員としての提案」
	松山市消防局 <small>あまの せいき</small> 天野 成基	「危険物保安マイスター制度による人材育成について」
	広野化学工業株式会社 <small>すぎもり としお</small> 杉森 利夫	「危険物の取り扱いについての安全作業（特に静電気）」





青森県 弘前地区消防事務組合
消防本部
消防長 成田 文英

「安心して暮らせる街づくりを目指して」 みちのくの古都「弘前」

「お城とさくらとりんご」に象徴される弘前市は、約400年の歴史をもつ城下町で、東に八甲田連峰、西に秀峰岩木山、南に白神山地に続く山並みが迫り、歴史的遺産と文化が息づく「みちのくの古都」と呼ばれる落ち着いた雰囲気のある街です。

また、四季折々に風情溢れるまつりが催され、春の「弘前さくらまつり」、夏の「弘前ねぶたまつり」など、街には雅やかな情緒が漂います。



秀峰岩木山とりんご園

弘前市出身の作家、石坂洋次郎の詩の一節にも「物は乏しいが、空は青く、雪は白く、林檎は赤く、女達は美しい国、それが津軽だ。」と書かれています。



「弘前ねぶたまつり」8月1日～8月7日

隠れた罹災者

この弘前を拠点とし、1市3町4村で構成する消防事務組合待望の新消防庁舎が平成13年4月に完成し、「安心して暮らせる街づくり」を合言葉に職員一同、決意を新たにスタートしました。

しかし、運用直後の5月8日、5名の尊い人命が失われた消費者金融「武富士」の放火火災が発生し、厳しい

洗礼を受けることとなりました。

その後、地元新聞に「全国の消防職員初調査・惨事ストレス6割体験・消防庁緊急時メンタルサポートチーム創設」の記事を目にした時、あの武富士の放火火災が脳裏をよぎりました。早速、独自に職員のストレスの調査に取り掛かりました。



「消費者金融 武富士放火火災」平成13年5月8日

結果は消防庁の調査とほぼ同じで、職員一同驚きを隠せませんでした。

しかも、あの消費者金融「武富士」の放火火災での衝撃が最も多く、我々の仲間も「隠れた罹災者」であることを痛切に感じ、対策を講じなければと考えている矢先、本年1月3日に、幼児4名と大人1名の計5名が焼死するという凄惨な住宅火災が発生しました。

翌4日には、総務省消防庁から、緊急時メンタルサポートチーム派遣の打診を受け、早速受入れ体制を整備、1月9日に2名が来弘する運びとなりました。

今回の派遣を受け、多くの助言ご指導を賜りましたが、そのなかでも特に印象に残ったのは、惨事ストレスを一番知っているのは、同じ職員であり、助けられるのも同じ職員なのだということでした。

この貴重な体験を大切な道標とし、組織全体の課題として取り組んで参りたいと思っております。

当事務組合も市町村合併により、地域に対する消防・防災の取り組みも大きく変わろうとしています。

これまでの、経験や常識を超えた火災・災害が起こることも予想され、私たち消防本部としましても、来たる新しい時代に対応すべく第一歩としまして、職員ひとりひとりが消防・防災に対する意識改革の向上に努め、住民の皆さまが安心して暮らせる街づくりへと進めて参りたいと思っております。

表彰式は、爽やかな歌声とともに

京都市消防局西京消防署

京都市消防局西京消防署は3月12日、防火・防災に功績のあった市民の方への表彰式を行いました。

式典では、地元の椋原小学校PTAのお母さん方で編成したコーラス部(18名)と京都市消防音楽隊によるジョイントコンサートが花を添えてくれました。

コーラス部は消防音楽隊の演奏に合わせ、「世界にひとつだけの花」、「翼をください」を披露しました。表彰式会場に響き渡った元気で爽やかな歌声は、受表彰者の皆さんへの心のコモったプレゼントになりました。



爽やかな歌声を披露

紅白で訴える「119」

印西地区消防組合消防本部印西消防署

印西消防署牧の原分署では、消防署の側壁に「火災・救急119」の掲示を施し、管内住民に広く防火を呼びかけています。

この掲示は、隣接する国道464号線を走行する車両からも認識できるように、文字を赤字と白地で染め抜き、道行く人々の視覚に昼夜を問わず訴えかけています。

また、掲示の下には、防火思想の普及啓発を図ることを目的にして、火の見やぐらに見立てた「半鐘台」も設置され、防火・防災を訴えています。



火災と救急は119へ

消防通信 望楼 ぼうろう

木彫り山火事防火防止看板を作成

丸岡町消防本部

丸岡町消防本部は、春の火災予防運動に伴い、廃材を利用した山火事防火防止看板を作成しました。

この看板は、職員がノミを用いて、ひと彫り、ひと彫り防火の願いを込めて彫り上げたもので、出来上がった9枚の看板は、管轄内の山中に設置され、道行くドライバーや山菜採り者に山火事防火防止を訴えることに一役買っています。

看板設置も昨年に引き続き今年で5年目を迎え、山中に設置してある木彫りの看板を見つけた人々に大変好評を得ています。



ノミを片手に奮闘する職員

幼年消防クラブが誕生

佐久広域連合消防本部

佐久広域連合消防本部小諸消防署は3月1日、幼年消防クラブの結成式を行いました。

小諸消防署初となる幼年消防クラブは、管内の幼稚園児56人で構成。結成式では揃いのハッピー姿で登場し関係者に披露したあと、「火あそびはぜったいしません」と書かれた横幕と、「火の用心」の文字が入った小旗を受け取りました。当日は、春の火災予防運動の予防パレードも行われ、パレードに出発する車両を元気に見送りました。今後は活発的に活動し、防災意識を高めていきます。



防火を誓った幼年消防クラブ

消防通信 / 望楼では消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

家庭用燃料電池の安全対策

防火安全室

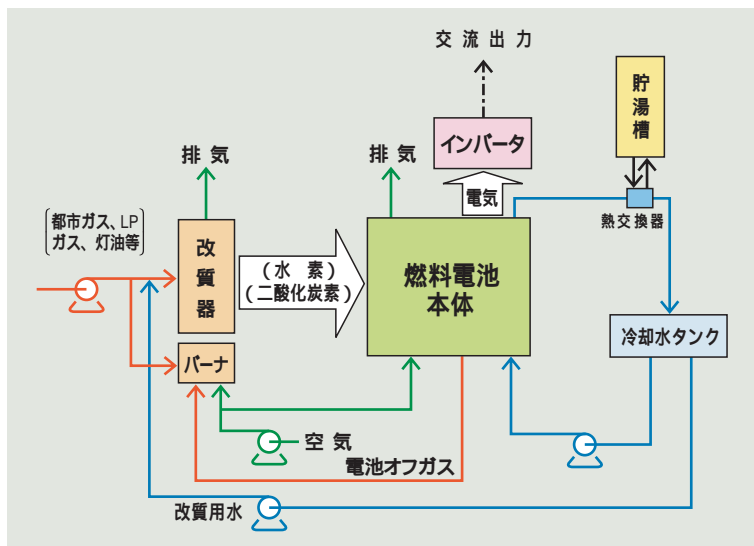
燃料電池とは、水素と酸素を反応させて、直接、電力を発生させる装置をいい、その特徴として、発電の際、水素と酸素の反応に伴い排出されるのは水のみであり、振動や騒音が非常に小さく環境にやさしい、電力のほか、同時に発生した熱を有効利用することにより、総合的なエネルギー効率が高くなることが挙げられます。

このため、環境対策、エネルギーの安定供給及び国際競争力確保等の観点から、燃料電池の開発・普及が進められており、我が国では、「燃料電池実用化に関する関係省庁連絡会議」を開催して検討を行い、平成14年10月25日「燃料電池の実用化に向けた包括的な規制の再点検の実施について」をとりまとめるなど、政府全体として、導入環境の整備を目指しているところです。

このうち、一般家庭向けの燃料電池（以下「家庭用燃料電池」という。）については、平成16年3月19日に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画」に盛り込まれています。具体的な要望事項としては、「家庭用燃料電池に関する消防法に基づく設置届出義務の見直し」、「家庭

用燃料電池に関する建築物との「保有距離」の見直し」、「家庭用燃料電池に関する逆火防止装置の設置義務の見直し」の3項目が挙げられています。

燃料電池はこれまでエネルギーとしての利用経験の少ない水素を利用していることから、導入環境整備に当たって各種規制の見直しが必要になりますが、その際には、安全性の確保を前提として実施する必要があります。このため消防庁の委託により危険物保安技術協会において、平成15年度「定置用燃料電池に係る安全対策に関する調査検討委員会」（委員長：田村昌三東京大学教授）を設置し、家庭用燃料電池を含めた定置用燃料電池について、考え得る危険性を抽出・整理するとともに、現在開発が進められている機器に取り入れられる各種安全装置等を踏まえ、抽出・整理した危険性についての評価等を行いました。平成16年度は、本検討結果を踏まえ、安全確保に必要な技術基準等の整備を行った上で、できる限り早期に「規制改革・民間開放推進3か年計画」への対応を図ることとしています。



家庭用燃料電池(固体高分子形)の基本構成



家庭用燃料電池の一例

台風に対する備え

防災課

毎年、8月から9月頃を中心に、日本には台風が接近し、各地にさまざまな被害をもたらされています。台風の上陸は平均すると年間3個程度となっていますが、上陸する地域については、移動経路の特徴から太平洋沿岸地域が殆どです。一般的に、上陸すると台風の勢力は徐々に弱まるとされていますが、例えば九州・四国から近畿・中部・東北そして北海道と日本列島を縦断した、昨年8月の台風10号による被害では、主に北海道において洪水や土砂崩れなど大きな被害が発生しました。気圧や前線の配置などの気象条件によっては、台風の活動が前線活動を刺激することに伴って被害が拡大する場合があります、注意が必要です。それぞれの地域におけるこれまでの台風接近の有無にこだわらず、接近してきたときに備えて、日頃からその対策を準備しておくことが大切です。

台風とは

熱帯地方の海上で発生する低気圧を熱帯低気圧と呼びますが、このうち北西太平洋や南シナ海で発達して、中心付近の最大風速が毎秒およそ17m(風力8)以上になったものを「台風」と呼びます。因みに、北大西洋や北東太平洋では「ハリケーン」、インド洋では「サイクロン」などの呼び名となっています。

台風は、暖かい海面から供給される水蒸気をもとに発生、発達していくもので、大きな空気の渦巻きとなり、中心に向かうほど強い風が時計回りと反対方向に吹いています。また、積乱雲が集まったものであるため、雨を広い範囲に長時間降らせることとなります。このように強風と大雨が台風の大きな特徴といえます。

台風に対する注意点

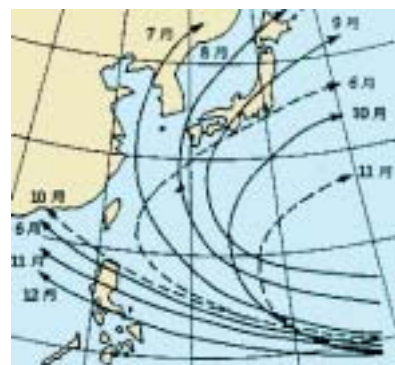
強い風や大雨をもたらす台風によって起きる災害には、洪水、土砂災害、高潮、高波、突風などがあります。洪水は、主に大雨によって河川があふれ、堤防の決壊などにより水が沿岸地に流れ出て被害を与えるものです。また土砂災害は、大雨によって地盤が緩んだことにより、がけ崩れや地すべり、土石流などとなって現れます。高潮については、台風などによって海面が普段以上に大きく持ち上げられ、沿岸に押し寄せるものです。

こうした台風による被害を最小限にとどめるため、家庭においては、予め窓や雨戸の補強をする、非常用品を揃え

ておく、避難場所を確認しておくほか、接近時には常に台風に関する情報を確認することなどが大切です。また地域において、自治体や消防機関などと一体となった地域ぐるみの防災体制を整えておくことも重要です。例えば、地域住民の参加のもと、避難誘導や救出・救護など実践的な防災訓練を重ねることにより関係者の防災意識を喚起する、災害危険箇所を事前に点検したうえで災害防止のための必要な措置を予め講じておくことなどです。

特に、大規模な災害時には、防災関係機関のみでの初動体制が不十分となる場合が想定されるので、地域の人々が「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識に立ち、連帯感を持ちながら自主的な防災活動に取り組むことが重要となるのです。

日頃からの防災知識の普及啓発はもとより、災害に備えたより実践的な情報収集及び伝達体制の確立、災害危険箇所に対する措置、避難体制の整備、実効性のある防災訓練の導入など、住民と防災関係機関が一体となって一層の防災体制の強化を事前に図り、台風に向けておくことが必要といえるでしょう。



台風の月別の主な経路 [気象庁提供]
(実線は主な経路 破線はそれに準ずる経路)



平成15年8月台風10号による河川氾濫
北海道門別町 [北海道提供]



住民自らによる災害への備え

防災課

防災体制の強化については、防災関係機関による体制整備のみならず、地域住民が連携し、地域ぐるみの防災体制を確立することが重要です。

特に、大規模災害時には、膨大な被災者の発生や、さらには消防を始めとする防災関係機関等も被害を受けることが予想されます。また、道路や水道などライフラインが寸断されるなど、防災活動に支障を来すケースが増大することが予想されます。こうした状況のなかでは、住民が「自分たちのまちは自分たちで守る」という信念のもとに相互に助け合い、組織的に人命救助や初期消火、情報の収集伝達等の自主防災活動を行うことが必要不可欠であり、住民の方々のこうした活動が被害の軽減に大きな役割を果たします。

阪神・淡路大震災においても、地元住民が協力しあって、初期消火、被災者の誘導や救出を行っており、多くの人命を救出した事例がみられました。(社)日本火災学会の調査によれば、この大震災により生き埋めや建物等に閉じこめられた人のうち、救助された人の約95%は自力でまたは家族や隣人によって救助され、一方専門の救助隊に助けられた例はわずか1.7%にとどまっています。阪神・淡路大震災の事例からも、発災直後の人命救助や初期消火には近隣の住民に負うところが大きく、住民自身による災害への備えが必要であることが分かります。

このような住民による自主的な防災活動を活発化するためには、以下の点に注意しなければなりません。

まず、住民自らの防災活動を促す工夫が必要です。そのためには、地域のイベントに防災の観点を盛り込むなどして「楽しみながら」住民の防災意識の高揚を図り、住民が主体となった防災活動が行われる環境を整備していくことが望まれます。

二つ目は、リーダーの重要性を認識し選任の工夫をすることです。自主防災活動は、住民の自主的な活動であり、その活性化には、リーダーの資質と熱意に負うところが大きいといえます。そのため、自主防災組織のリーダーには、地域の多くの意見をまとめる見識、能力があり、

かつ防災に積極的な関心のある人がふさわしいでしょう。

三つ目は、他の地域の自主防災組織等との連携です。大規模災害時には、一地域だけで対応することが困難な場合が多いことから、他の地域の自主防災組織との相互の応援協力体制を築き、連携を図ることが必要です。

四つ目は、婦人防火クラブや福祉ボランティア団体等との連携です。各地域には、火災予防や防火思想の普及に向けて、主に家庭の主婦を中心に組織された婦人防火クラブ等が存在しており、こういった団体との連携も有効です。また、福祉関係のボランティア団体や事業所の自衛消防組織が存在する地区では、これらとの連携によって、災害時における効果的な対応体制を整備することができるのです。



救出救助訓練



初期消火訓練

原子力防災の取り組み状況

特殊災害室



原子力防災対策に係る法令等整備

原子力防災対策は、従来から災害対策基本法に基づいて、国、地方公共団体等において防災計画を定める等の措置が講じられていましたが、JCOウラン加工施設における臨界事故等の教訓を踏まえ、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）の制定が行われるなど法令等の整備が行われました。

また、防災基本計画原子力災害対策編は、国、地方公共団体、原子力事業者等が原子力防災対策に関し講ずべき措置及びその役割分担等について規定するものですが、中央防災会議は、原災法が制定されたこと等を踏まえ、同対策編について従来の対象である原子力発電所及び再処理施設に加え、加工施設、研究炉、貯蔵施設、廃棄施設、使用施設及び運搬を追加する等の修正を平成12年5月に行いました。さらに、原子力艦の原子力災害対策に関する記述の追加及び緊急被ばく医療に係る修正を平成14年4月に行いました。

これらを踏まえ、国や地方公共団体において、原子力防災資機材の整備や地域防災計画の修正など所要の体制整備が図られています。



消防活動の充実等

平成15年度においては、原子力災害発生時において消防隊員の安全を確保しながら、効果的な消防活動を展開するため「原子力施設等における消防活動検討会」を設置しました。

本検討会においては、消防職団員が災害現場で活用できるよう必要とされる知識、活動要領、留意点等をコンパクトに取りまとめた「原子力施設等における消防活動対策ハンド

ブック」及び原子力災害時等における消防活動のケーススタディーを内容とする「原子力施設等における消防活動訓練マニュアル」の作成を行いました。

なお、「原子力施設等における消防活動対策ハンドブック」については、平成16年5月17日各都道府県を通じ全消防本部あてに配布をいたしました。また、「原子力施設等における消防活動訓練マニュアル」については、6月上旬頃に配布予定です。

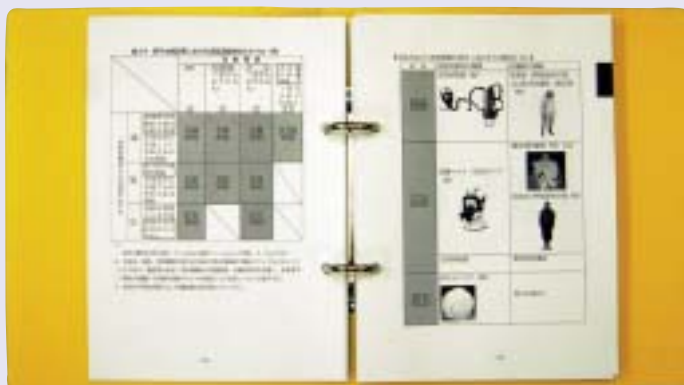
さらに、平成16年度においては、特に原子力艦災害や放射性物質テロ災害時に、消防機関で行う除染等を実施する場合の具体的な方法について検討し、マニュアルにまとめ、消防機関における除染や汚染拡大防止措置能力の向上を図ることとしています。



「原子力施設等における消防活動訓練マニュアル」(メニュー画面)



表紙



中身

「原子力施設等における消防活動対策ハンドブック」

電気器具の安全な取扱い

防火安全室

建物火災の電気に係る主な出火原因と経過（平成14年中）

（建物火災総件数 34,171件）

出火原因		経過							
電灯・電話等の配線	1,202件	短絡	512件	半断線	191件	絶縁劣化	142件	その他	357件
配線器具	882件	接触部が過熱	211件	スパーク	165件	短絡	143件	その他	363件
電気機器	757件	短絡	116件	絶縁劣化	87件	過熱する	57件	その他	497件
電気ストーブ	454件	可燃物が動いて火源に触れる	151件	輻射を受けて発火する	97件	可燃物が火源の上に落下	47件	その他	159件
電気こんろ	138件	放置する	41件	意図なしにスイッチが入る	23件	考え違いにより使用を誤る	17件	その他	57件

電気器具は便利なものですが、使用者の取扱いの不注意や使用方法の誤りから火災となる場合があります。使用に当たっては十分な注意が必要です。電気器具を使用する際には、次のことに注意しましょう。



1 電気器具の正しい使用

電気器具は正しく使用しなければなりません。電気器具を本来の用途以外に使用した場合、器具に負荷がかかり過熱し火災になることがあります。使用に際しては、器具の取扱説明書をよく読み、その機能を十分に理解し正しく使用することが重要です。

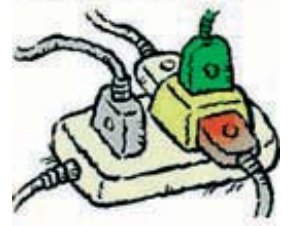
また、アイロンや電気ストーブなどは、スイッチを切り忘れたまま放置しておくとならば火災の原因となります。使用しないときはスイッチを切る習慣をつけるとともに、差込プラグをコンセントから抜くことが大切です。

使い終わったらすぐにスイッチを切る習慣をつけましょう。



量を超えて電気器具を使用するとコンセントやコードが過熱し、火災になることもあります。コンセントの許容量にあった機器の配線を行い、「たこ足配線」は絶対にやめましょう。

たこ足配線はやめましょう！



また、プラグにほこりや湿気等が付着したまま、長い間コンセントにプラグを差し込んだ状態にしておくことにより、プラグの両刃間に電流が流れ、発熱して火災になる

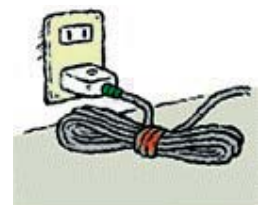
コンセントにほこりを溜めないようにしましょう！



「トラッキング現象」となることがありますので、外出時や就寝時はもとより器具を使用しない時には、プラグを抜いたりプラグに付着したほこり等を清掃するようにしましょう。

さらに、傷ついたコードを使用したり、束ねた状態や重い物が載った状態であると、その部分に負荷がかかったり断線し、出火する可能性がありますので大変危険です。傷ついたコードは早めに交換し、重い物を載せたり、束ねた状態での使用はやめましょう。

コードを束ねて使うのはやめましょう。



2 電気配線等からの出火防止

現在、生活のなかで家電製品やOA機器など、数多くの電気器具を使用するようになりました。

このため、使用する電気製品に対しコンセントが不足し、「たこ足配線」になりがちです。コンセントの電気の許容

子供たちに火遊びの恐ろしさを知ってもらうため 手作りの防火絵本を製作・寄贈

災害に強い安全な地域社会を将来にわたって構築していくためには、幼児期・少年期からの防火・防災意識の育成・啓発を図っていくことが大切です。消防庁では毎年、全国少年消防クラブ運営指導協議会（会長＝林 省吾消防庁長官）を通して優良少年消防クラブ等に対する表彰を行い、活動の活性化を支援しています。また、全国の消防機関も、毎年春秋2回の「全国火災予防運動」、「防災週間」（8月30日～9月5日）、「119番の日」（11月9日）などのありとあらゆる機会をとらえて、幼児期・少年期からの防火・防災意識の育成・啓発を展開しています。

このようななか、札幌市白石消防署は、幼児期における防火意識の育成を図るため、絵と文、編集のすべてを職員が手掛けた防火絵本「ふくろうさんのひのようじん」を作成しました。絵本の内容は、1人の男の子の火遊びで起きた火災を、そばで見ていたふくろうと2人の子供が見つめて消防署に連絡、駆けつけた消防隊員が火を消し止めるという内容で、ふくろうが先生役となって子供たちに火災の恐ろしさを教えています。

この絵本は、特技の絵と文章をいかした、同消防署菊水出張所の林 謙一氏（消防司令補）の執筆によるもので、100冊製作されました。完成した絵本は、同消防署管内のすべての幼稚園・保育園・児童会館に寄贈されました。

平成16年3月24日、社会福祉法人札幌光明園まこと保育所で行われた絵本の贈呈式では、式の後、早速、保育士が園児に絵本を読み聞かせました。園児たちは真剣に聴き入り、朗読が終わると大きな声で「絶対に火遊びはしません。」と保育士や消防職員と約束しました。

近年の情報伝達・啓発等は、テレビ、大量印刷、インターネット等を使い、ますます多様化・高度化が進んでいますが、その対極にある手作りのものには、何物にも代え難い人のぬくもりと、心に強く訴えかける力を感じます。札幌市白石消防署の自作の防火絵本による啓発は、手作りの良さと効果を改めて見直す好例といえそうです。



防火絵本の朗読に喜ぶ保育園の園児たち



防火絵本「ふくろうさんのひのようじん」の表紙（左）と中身の一部（右）



（近代消防社 編）

第2回

「危機管理セミナー」トップマネジメント コース開講のご案内

消防大学校

危機管理の専門家による講演や図上訓練等を通じ、自治体トップに求められる危機管理能力の強化を図るため、下記により「危機管理セミナー」トップマネジメントコースを開講いたしますので、日頃から地域住民の安全対策に尽力されている自治体トップの方々のご参加をお待ちしております。

日 時 平成16年7月30日(金) 9:30~17:30

場 所 スクワール麹町(東京都千代田区麹町6-6、JR・地下鉄四谷駅前)

セミナーの概要 2部構成となっており、どちらか一方のみでも参加できます。

(第1部) 9:45~15:45

・自然災害に対する危機管理(講師:(財)東京経済大学教授 吉井 博明氏)

・状況予測型図上訓練

講師:(財)消防科学総合センター研究開発部長 日野 宗門氏
コメンテータ:弁護士/前芦屋市長 北村 春江氏
鳥取県防災監 衣笠 克則氏
消防庁防災課長 下河内 司

(第2部) 16:00~17:30

・テロ災害等に対する危機管理(講師:国家戦略アナリスト/独立総合研究所代表取締役 青山 繁晴氏)

受講対象 都道府県知事、副知事、市町村長、助役、危機管理監、部長職等にある者としします。
(随行者(防災担当部課長等)も図上訓練等に参加することができます。)

定 員 第1部 50名程度 第2部 180名程度

参加費 第1部 3,000円 第2部 1,000円

申込み方法 4月15日付で各都道府県消防防災主管課を通じて参加希望調査を行っています。

問い合わせ先 消防大学校教務部 谷本、山本(電話 0422-46-1712)

平成16年度「危険物安全週間」の推進

危険物保安室

消防庁では、関係諸団体の協賛のもと、地方公共団体、全国消防長会及び財団法人全国危険物安全協会と共催で6月の第2週（平成15年度は6月6日（日）から6月12日（土）まで）を「危険物安全週間」としています。

本啓発事業も今年で15年目を迎え、一般から募集した推進標語・論文及びスポーツ選手、芸能関係者などをモデルとした推進用ポスター等によって広く一般に浸透してきています。このたびは女子柔道の谷 亮子さんにモデルとしてご協力いただきました。



消防庁人事

平成16年4月15日付

氏名	新	旧
山口 英樹	出向（総務省自治行政局市町村課住民台帳企画官へ）	防災課広域応援対策官 併任 消防課 併任 消防大学校
横山 忠弘	防災課広域応援対策官	総務省大臣官房付

平成16年4月26日付

氏名	新	旧
藤井 比早之	出向（総務省大臣官房秘書課課長補佐 併任 内閣官房副長官補付 内閣官房郵政民営化準備室室員へ）	救急救助課救急専門官 併任 救急救助課課長補佐
重徳 和彦	併任 救急救助課救急専門官 併任 救急救助課課長補佐	消防課課長補佐

平成16年4月30日付

氏名	新	旧
津田 正法	出向（総務省大臣官房秘書課） （地域総合整備財団調査役へ）	防災課

4月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防消第83号	平成16年4月1日	各都道府県知事	消防庁長官	消防防災施設整備費補助金交付要綱及び消防防災設備整備費補助金交付要綱の一部改正について
消防安第54号	平成16年4月1日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防火安全室長	火災予防技術情報第19-3号、第38号の提供について
消防震第23号	平成16年4月7日	各都道府県知事	消防庁長官	緊急消防援助隊活動負担金交付要綱の制定について
消防予第59号	平成16年4月13日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁予防課長 消防庁防火安全室長	消防用設備等の設置等に係る金融上の措置について
消防予第60号	平成16年4月16日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁予防課長	都道府県予防事務担当者会議の開催について
総財地第111号 消防消第97号 消防予第62号 消防災第70号 消防情第55号 消防震第25号 消防救第82号	平成16年4月20日	各都道府県知事 各指定都市市長	総務事務次官 消防庁長官	防災対策事業についての一部改正について
消防消第98号 消防予第63号 消防災第71号 消防情第56号 消防震第26号 消防救第83号	平成16年4月20日	各都道府県消防防災主管部長 各指定都市消防長	消防庁消防課長 消防庁予防課長 消防庁防災課長 消防庁防災情報室長 消防庁震災等応急室長 消防庁救急救助課長	防災基盤整備事業取扱要領の一部改正について
消防震第28号	平成16年4月20日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁震災等応急室長	平成16年度総合防災訓練大綱について
消防予第64号	平成16年4月23日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁予防課長	消防設備士免状に関する事務処要領等についての一部改正について
消防危第49号	平成16年4月23日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁危険物保安室長	平成16年度危険物事故防止アクションプランの取組みについて
消防消第103号	平成16年4月27日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁消防課長	社団法人全国消防機器協会等会員社員の消防団への入団について
消防安第68号	平成16年4月27日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防火安全室長	消防法施行規則第二条の三第一項の規定に基づき、同項に規定する甲種防火管理再講習を定める件（平成16年消防庁告示第二号）の施行に伴う運用について
消防消第105号	平成16年4月28日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁消防課長	地域防災体制の充実強化に向けた消防団員確保について

広報テーマ

6 月		7 月	
危険物安全週間 住宅防火対策の推進《住宅用防災機器の設置・防災品の普及促進》 災害弱者対策の推進 携帯電話を用いた119番通報直接受信システムへの移行	危険物保安室 防火安全室 防災課 防災情報室	台風に対する備え 住宅自らによる災害への備え 原子力防災の取り組み等への理解の推進 電気器具の安全な取扱い	防災課 防災課 特殊災害室 予防課・防火安全室

編集発行 / 消防庁総務課

住 所 東京都千代田区霞が関2 - 1 - 2 (〒100 - 8927)
電 話 03 - 5253 - 5111
ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

編集協力 / (株)近代消防社